

# 第1章 高知県の都市のすがた

## 1. 県の地勢

高知県は、四国地方の南部に位置し、北は四国山地を隔てて徳島県・愛媛県の両県に接し、南は太平洋に面して細長い扇状の形をしています。

県土の面積は、約7,103 km<sup>2</sup>で、四国四県全体の約38%を占め最も広く、全国では18番目に広い面積を有しています。また、山地が多く、県土の約84%を占める森林面積の割合は全国1位である一方、可住地面積<sup>(注)</sup>の割合は約16%と全国最下位となっています。

太平洋を臨む海岸線は長く、西部はリアス式海岸、東部は隆起海岸で平坦な砂浜が続いています。

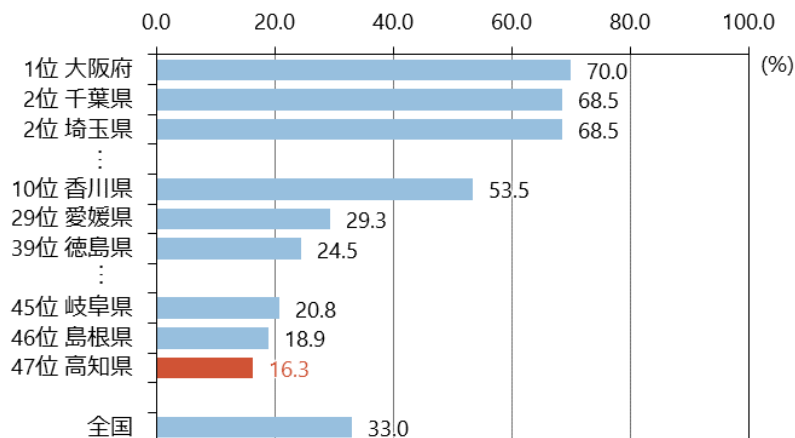
背後を東西に走る四国山地で遮られ、前面は太平洋の荒波に面する「陸の孤島」ともいえる立地条件であることから、独自の文化が形成されるとともに、周期的に発生する南海トラフ地震や連年襲来する台風など、厳しい自然環境と共存したまちづくりが進められてきました。

■ 高知県の地勢



出典) 令和4年度版高知県統計書、令和4年度高知県の森林・林業・木材産業

■ 可住地面積<sup>(注)</sup>の割合



出典) 統計でみる都道府県のすがた 2023 (総務省統計局)

注) 可住地面積：総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いた面積

## 2. 県の概況

### (1) 人口

令和2年国勢調査の結果によると、高知県の人口は691,527人、世帯数は315,272世帯となっています。

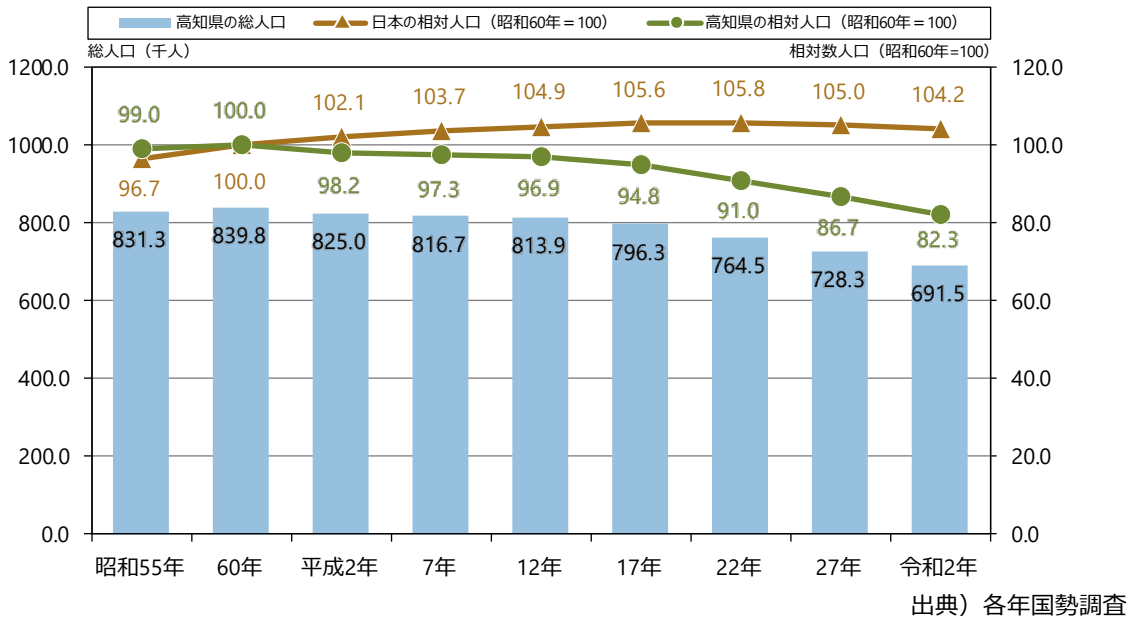
県人口は、昭和31年に約88万人とピークに達しましたが、その後、減少傾向で推移しています。ここ40年間で最も人口が多かった昭和60年の県人口（839,784人）と比較すると約2割減と、急速な人口減少が進行しています。

また、市街地の人口集中地区<sup>(注)</sup>の人口と面積も近年減少しており、このような地区では、土地の未利用地化（空き地の増加など）の進行が懸念されます。人口減少時代においても、一定の人口密度が維持できるまちづくりや、限られた財源や既存の都市基盤施設の有効活用などによるコストの低減化が求められています。

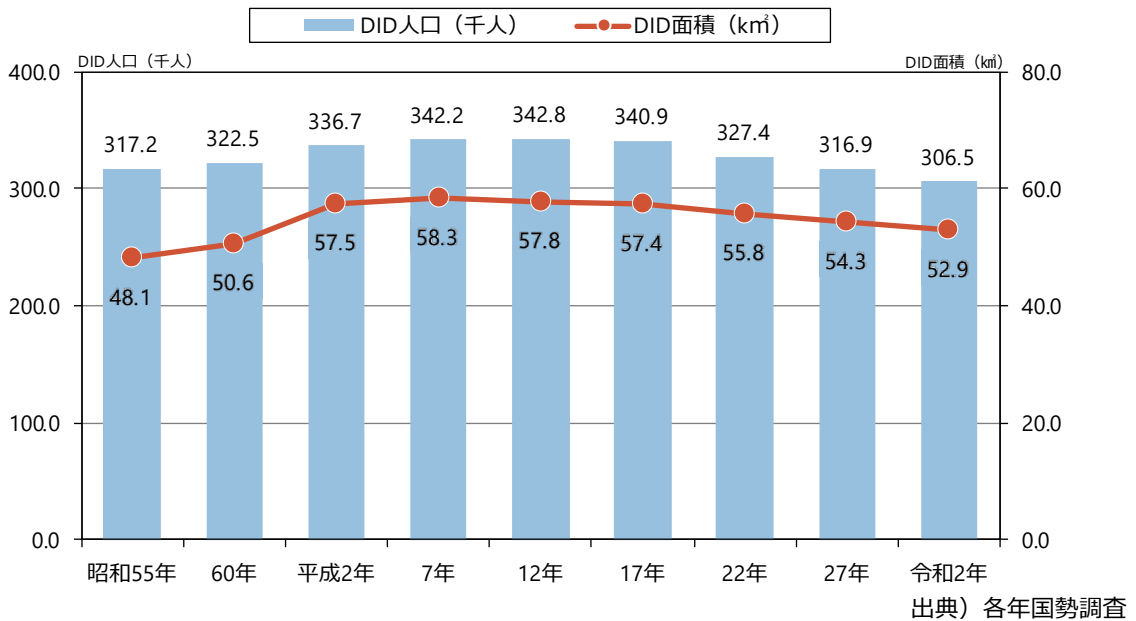
さらに、高齢化も進展しており、日常生活や移動手段に不安を抱える人が増加しています。将来にわたり暮らしやすいまちを実現するため、日常的な生活サービスが確保された拠点の形成と、それらの拠点間や居住地エリアを結ぶ交通ネットワークの充実が喫緊の課題となっています。

注) 人口集中地区(DID)：国勢調査に際し設定される、人口密度が1km当たり4,000人以上の基本単位区が隣接し、隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地域。

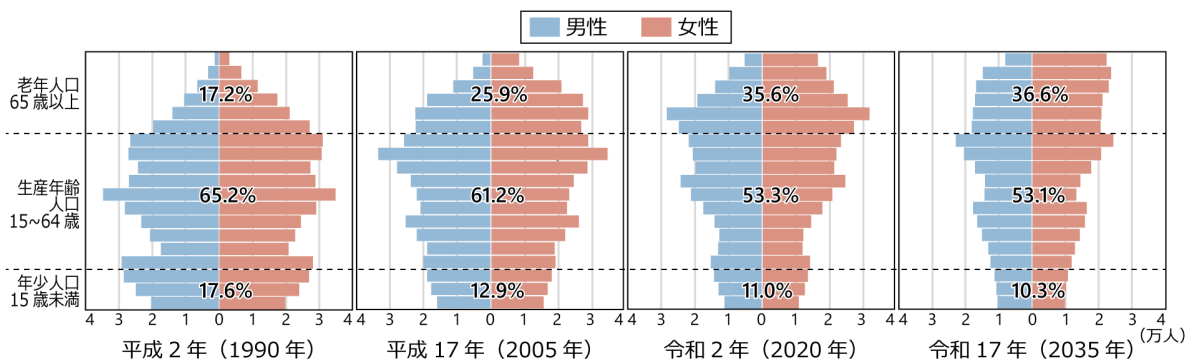
### ■ 人口の推移



### ■ DID人口及び DID 面積の推移



### ■ 年齢構成の推移



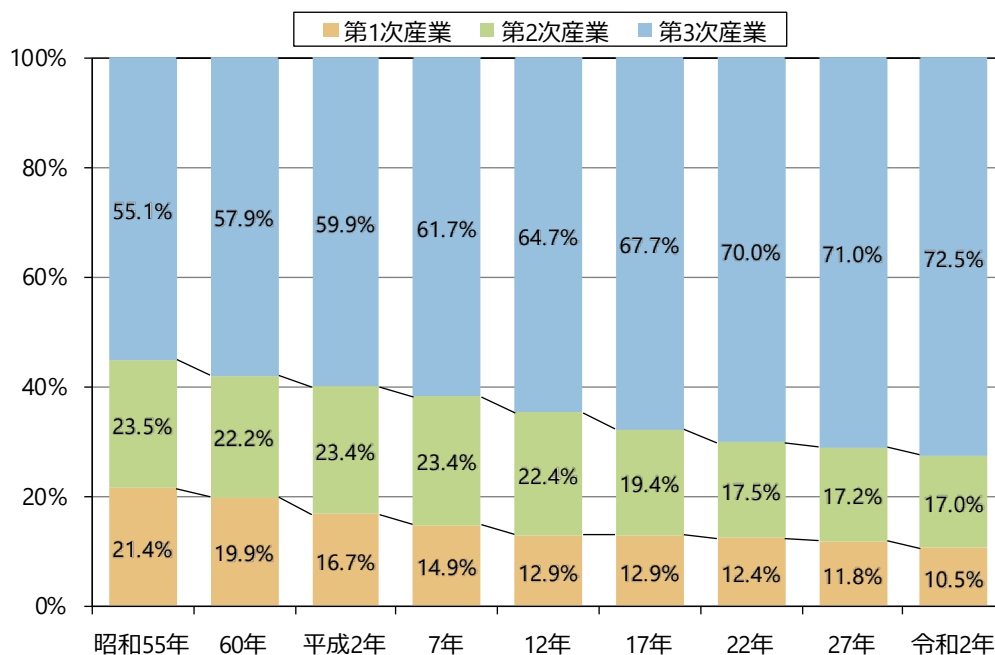
## (2) 産業

産業別就業者数の構成をみると、昭和 55 年には約半数であった第 3 次産業就業者数の割合が、令和 2 年には 7 割以上を占め大きく増加しています。

一方、第 1 次産業就業者数と第 2 次産業就業者数は減少傾向となっています。

第 1 次産業就業者数については、昭和 60 年には全体の 2 割を下回り、令和 2 年には、約 1 割程度になっています。

■ 産業別就業者数の構成割合の推移



出典) 各年国勢調査

高知県では、人口減少による負の連鎖を断ち切るため、平成 21 年に「高知県産業振興計画」を策定し、経済の活性化に向けた取り組みを進めてきました。現在は、「第 4 期高知県産業振興計画」において、「付加価値や労働生産性の高い産業を育む」と「社会経済構造の変化に対応した持続的な成長の促進」という 2 つの大きな方向性を掲げ、「産学官民連携によるイノベーションの創出」や「グローバル化の推進」など 5 つの重点ポイントのもと、施策を大幅に強化し、県経済の持続的な成長に向けた取り組みを進めています。

また、この取り組みに加え、令和 2 年に「地域の活性化」や「少子化」に関連する取り組みを盛り込んだ「第 2 期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、官民協働、市町村との連携協調のもと、産業振興計画等の取り組みのさらなる加速を図ることとしています。

### 3. 都市計画の現状

#### (1) 都市計画を取り巻く環境

近年、人口減少や高齢化が急速に進展してきたことで、これまで多くの人々に支えられてきた中心市街地の衰退や産業活動の低迷等が生じており、地域活力の低下が危惧されています。

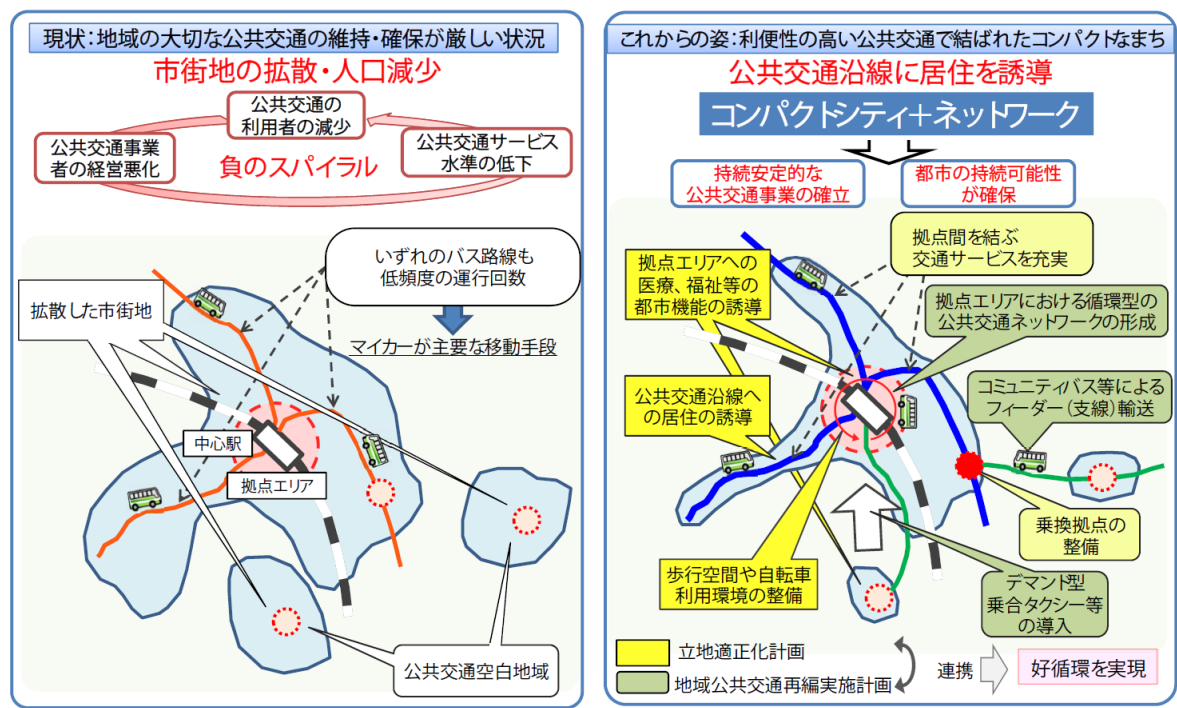
また、マイカー利用の増加によって公共交通が衰退し、移動に不安を抱える高齢者が増加することが懸念されます。

さらには、南海トラフ地震や自然災害の激甚化・頻発化が危惧されるなかで、災害に備えたハード・ソフト対策も喫緊の課題となっています。

こうした社会経済情勢の大きな変化に伴い、都市計画を取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで、これらの都市計画における課題に対応するため、都市計画法等の改正や、近年では、新たな都市構造の考え方として「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク<sup>(注)</sup>」の導入が進められています。

#### ■ コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方



出典) 立地適正化計画作成の手引き (国土交通省、令和5年3月版)

注) コンパクトシティ・プラス・ネットワーク: 都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクトな都市づくりを進める考え方。

#### (2) 都市施設の見直しの必要性

目指すべき将来の都市像を実現するために都市計画決定された都市施設（道路、公園、下水道等）は、その整備に相当程度期間を要するものですが、整備に着手するまでの期間には、都市を取り巻く社会経済情勢の変化や、都市政策の転換、将来の都市像の変化等により、都市計画決定当時の都市施設の必要性が大きく変容する場合があります。

そこで、長期にわたり事業化されていない、又は、部分供用で維持されている都市施設について、事業の必要性等を鑑み、時代に適応した見直しが必要となっています。

## 4. 都市計画の沿革

市町、県及び国の都市計画の沿革は、下表のとおりです。

年号		高知県の動き <small>(注1)</small>	国の動き
1919年	大正8年		● (旧) 都市計画法制定
1925年	大正14年	● 高知市が都市計画法の指定都市となり、都市計画区域の指定を受ける	
1936年	昭和11年	● 須崎町、安芸町に都市計画区域を指定	
1946年	昭和21年	● 高知市、戦災復興のため特別都市計画法による指定を受ける (昭和南海地震発生)	● 特別都市計画法制定
1947年	昭和22年	● 中村町に都市計画区域を指定	
1949年	昭和24年	● 中村町、土地区画整理事業区域の決定を行い、震災復旧土地区画整理事業を実施 ● 山田町に都市計画区域を指定	
1950年	昭和25年	● 山田町、土地区画整理事業区域、街路網、都市下水路を決定 ● 安芸町、街路網を決定 ● 須崎町、街路網を決定 ● 宿毛町、室戸町、清水町、窪川町に都市計画区域を指定 ● 高知市で公共下水道の事業着手	● 建築基準法公布
1952年	昭和27年	● 室戸町、土地区画整理事業区域、街路網、都市下水路を決定 ● 室戸中学校を都市計画決定 ● 室戸都市計画事業室戸第一土地区画整理事業着手(県、市) ● 三崎町に都市計画区域を指定 ● 清水町、土地区画整理事業区域、街路網、都市下水路を決定 ● 窪川町、街路網を決定	
1953年	昭和28年	● 甲浦町に都市計画区域を指定	
1954年	昭和29年	● 高岡町、伊野町、本山町に都市計画区域を指定 ● 高岡町、街路網を決定 ● 甲浦町、街路網を決定 ● 宿毛町他1町4村が合併し、宿毛市となる ● 中村町他1町9村が合併し、中村市となる ● 安芸町他7村が合併し、安芸市となる ● 清水町他3町が合併し、土佐清水市となる ● 須崎町他4村が合併し、須崎市となる ● 山田町他5村が合併し、土佐山田町となる	● 土地区画整合法公布
1955年	昭和30年	● 伊野町、街路網を決定 ● 中村市、第2次土地区画整理事業区域を決定	
1956年	昭和31年	● 宿毛市、土地区画整理事業区域、都市下水路を決定	● 都市公園法公布
1957年	昭和32年	● 奈半利町に都市計画区域を指定及び街路網を決定 ● 土佐清水市、第2次土地区画整理事業区域を決定 ● 伊野町、土地区画整理事業区域を決定 ● 本山町、街路網を決定	
1958年	昭和33年	● 高知公園、五台山公園が県立都市公園となる ● 宿毛市、第2次土地区画整理事業区域を決定 ● 春野村に都市計画区域を指定及び土地区画整理事業区域を決定	● 下水道法公布
1959年	昭和34年	● 高岡町、市制施行により土佐市となる ● 室戸町他3町1村が合併し、室戸市となる ● 甲浦町、野根町が合併し、東洋町となる	
1964年	昭和39年	● 南国市、大津村、介良村に都市計画区域を指定	
1965年	昭和40年	● 大方町に都市計画区域を指定	
1967年	昭和42年	● 南国市、街路網の整備計画を策定 ● 高知市、介良団地、瀬戸団地の土地区画整理事業着手	
1968年	昭和43年		● (新) 都市計画法公布
1969年	昭和44年	● 春野村、町制施行により春野町となる ● 高知市、弥右衛門土地区画整理事業区域を決定	
1970年	昭和45年	● 高知市他1市3町2村に高知広域都市計画区域を指定し、市街化区域及び市街化調整区域の区分を決定	



土地区画整理事業(高知市)



土地区画整理事業(高知市)



五台山道路

年号	高知県の動き <sup>(注1)</sup>	国の動き
1971年 昭和46年	● 春野総合運動公園を都市計画決定	
1972年 昭和47年	● 佐賀町に都市計画区域を指定 ● 大津村、介良村が高知市に編入	
1974年 昭和49年		● 生産緑地法公布
1975年 昭和50年	● 佐川町、中土佐町に都市計画区域を指定	
1978年 昭和53年	● 野市町、香我美町に都市計画区域を指定	
1979年 昭和54年	● 第1回区域区分見直し(高知広域都市計画区域)	
1980年 昭和55年	● 浦戸湾東部流域下水道整備に着手	● 地区計画制度の創設
1983年 昭和58年	● 越知町に都市計画区域を指定	
1986年 昭和61年	● 第2回区域区分見直し(高知広域都市計画区域)	
1992年 平成4年	● 第3回区域区分見直し(高知広域都市計画区域)	● 都市計画法改正(市町村マスタープランの創設・用途地域12区分になる)
1995年 平成7年	● 高知駅周辺都市整備に係る連続立体交差事業(都市高速鉄道)、土地区画整理事業、関連街路を決定	
1996年 平成8年	● 用途地域の変更(高知広域、中村、宿毛各都市計画区域)	
1998年 平成10年		● まちづくり三法 <sup>(注2)</sup> 成立
1999年 平成11年	● 夜須町に都市計画区域を指定 ● 高知駅周辺都市整備を起工	● 都市計画法改正(都市計画の自治事務化)
2000年 平成12年	● 第4回区域区分見直し(高知広域都市計画区域)	● 都市計画法改正(区域区分の選択制、区域マスタープラン、準都市計画区域、地区計画の提案制度の創設等)
2002年 平成14年		● 都市再生特別措置法公布
2004年 平成16年	● 高知県都市計画区域マスタープランを策定 ● 県下16の全都市計画区域で区域マスタープランを策定 ● 伊野町、吾北村、本川村が合併し、いの町となる	● 景観法公布 ● まちづくり交付金制度の創設
2005年 平成17年	● 鏡村、土佐山村が高知市に編入 ● 中村市、西土佐村が合併し、四万十市となる	
2006年 平成18年	● 中土佐町、大野見村が合併し、中土佐町となる ● 赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川村が合併し、香南市となる ● 土佐山田町、香北町、物部村が合併し、香美市となる ● 窪川町、大正町、十和村が合併し、四万十町となる ● 佐賀町、大方町が合併し、黒潮町となる	● 都市計画法・建築基準法改正(大規模集客施設の立地規制、準都市計画区域制度の拡充、開発許可制度の見直し等)
2008年 平成20年	● 春野町が高知市に編入 ● 梶原町、中土佐町、津野町、四万十町、四万十市が景観計画を策定 ● 高知駅周辺都市整備に係る連続立体交差事業(都市高速鉄道)高架切替	● 歴史まちづくり法公布
2009年 平成21年	● 佐川町が歴史的風致維持向上計画を策定 ● 高知市が景観計画を策定	
2010年 平成22年	● 高知駅周辺都市整備に係る連続立体交差事業(都市高速鉄道)事業完了	● 社会資本整備総合交付金制度の創設
2011年 平成23年		● 都市計画法改正(市の都市計画決定に際し都道府県同意が不要となる等)
2012年 平成24年	● 第5回区域区分見直し(高知広域都市計画区域)	
2014年 平成26年	● 本山町が景観計画を策定	● 都市再生特別措置法改正(立地適正化計画制度の創設)
2015年 平成27年		● 下水道法改正(雨水公共下水道の創設)
2016年 平成28年	● 高知県震災復興都市計画指針(手引書)を策定	
2018年 平成30年	● 高知県都市計画区域マスタープランを改定	
2021年 令和3年	● 第6回区域区分見直し(高知広域都市計画区域)	

注1) 市町村名は該当年号当時のものを示す。

注2) まちづくり三法：改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律



土地区画整理事業関連街路事業(高知駅周辺)



高知駅南町線



復興都市計画訓練